先着順による市有地売払いの流れ

**先着順による売払い**・・・一般競争入札において申込者がなかった物件について、先着申込者を契約の相手方とする方法です。

|  |  |
| --- | --- |
| **受付期間** | ・買受申出書の受付期間  〇令和６年度　一般競争入札分  　　　令和７年11月28日（金）まで　　　※土曜日・日曜日・祝日を除く  　　　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く） |

|  |  |
| --- | --- |
| **申込み** | ・先着順で受け付けていますので、申込み前に申込先課へお問合せください  ・普通財産買受申出書（入札不調財産用）に関係書類を添えて申込先課へ提出してください  ＊ファクシミリ及び郵送による受付は行いません |

|  |  |
| --- | --- |
| **契約の締結** | ・申請者は申込みから15日以内に契約を締結していただきます  ・契約保証金として見積金額の１割以上を納めてください |

|  |  |
| --- | --- |
| **売買代金納付** | ・契約締結日から30日以内に残金を納付してください  ・売買代金が完納された後、市が所有権移転登記を行ないます  （登記に必要な登録免許税その他公租公課等は落札者の負担となります） |
| **所有権移転登記** |